

# キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金)の概要

- 「キャリア形成促進助成金」は、事業主が、その雇用する労働者等について、事業内職業能力開発計画等に基づき、職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価の実施を行った場合に支給。
- このうち訓練等支援給付金は、主に次に該当する場合に助成。

## 雇用する労働者等に職業訓練を受けさせる場合

対象事業主	対象経費等	OFF-JT訓練(教育訓練機関等で実施される座学等)の経費・賃金	OJT訓練(事業所で実施する実習)の経費・賃金
その雇用する労働者に職業訓練を受けさせる中小事業主		【助成率】 1/3	—
その雇用する非正規労働者に職業訓練を受けさせる事業主		【助成率】 1/2 (大企業1/3)	—
新たに雇い入れた労働者にジョブ・カードに係る訓練を受けさせる事業主 (※1)		【助成率】 中小企業 4/5 (大企業2/3)	【助成率(賃金のみ)】 4/5 (大企業2/3)
		【OFF-JT実施助成】 800円/1時間当 (中小企業のみ)	【OJT実施助成】 800円/1時間当 (大企業600円)

- ※1 右の助成のほか、以下の助成がある。
- ・キャリア・コンサルティングを受けさせた場合
    - 外部機関に委託した場合 委託費等の1/2、企業内にキャリアコンを配置した場合 15万円
    - キャリアコン実施期間中の賃金 1/2(大企業1/3)
  - ・ジョブ・カード制度による職業能力評価を行った場合 1人につき4,880円
  - ・雇用型訓練を初めて導入した場合 20万円(初回・中小企業のみ)

## 雇用する労働者の申出により、教育訓練等を受けるために必要な経費の負担、職業能力開発休暇の付与等を行った場合

- 自発的職業能力開発経費の1/3(中小企業1/2)
- 職業能力開発休暇期間中に支払った賃金の1/3(中小企業1/2)
- 始業・終業時間の変更、勤務時間の短縮等を行った場合の訓練経費及び賃金(勤務時間短縮のみ)の1/3 (中小企業1/2)
- 長期の教育訓練休暇期間中の訓練経費及び賃金の1/3 (中小企業1/2)

※このほか、制度導入時に15万円(i、ii)又は30万円(iii、iv(代替要員の確保措置がある場合は60万円))、利用者一人当たり5万円(i~iii)又は10万円(iv)を別途支給。(iについては、中小企業に限る。)